

重商主義の国内商業統制：国内商業に於ける自由と統制（一）

堀, 新一

<https://doi.org/10.15017/4151144>

出版情報：経済學研究. 6 (4), pp.105-161, 1937-01-20. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



重商主義の國內商業統制

——國內商業に於ける自由と統制(一)——

堀 新一

目 次

- 一、重商主義の國內商業觀
- 二、重商主義の國內商業統制策
- 三、重商主義の國內商業統制に對する批判者とその吟味
- 四、重商主義の國內商業統制の現段階に於ける意義
- 五、結 論

は し が き

私は先に資本制生産の發展と商業の關係に就いて考察し、¹⁾續いて商業機能學說の發展と題して、²⁾かゝる資本制生産發展上の事實は商業の機能に關する如何なる思想となつて現はれたかを研究した。私は本

1) 拙稿、資本制生産の發展と商業の關係(經濟論叢、第四十一卷第六號)

2) 拙稿、商業機能學說の發展(經濟論叢、第四十二卷第一號)

論に於ては進んでその當時商業の機能と考へられしものは如何にして如何なる條件のもとに發揮されるかと考へられたかを研究したいと思ふ。蓋し從來外國貿易に就いては自由と統制の聲は屢々耳にし、多くの有益なる研究がなされて來た所であるが、國內商業に就いてはこの方面の研究は比較的に忽せにせられた問題であつて、時まさに外に配給組織の改造・第二産業革命の到來・商店法案の要望の聲喧しき折柄、この方面の研究に一指を染め、かゝる思想の發展過程の跡を辿り、その基礎的考察に資せんとすることも必ずしも無意義な企ではあるまいと思ふ。思想や政策はその社會的背景の產物である。私の本研究も務めてその當時の社會經濟的關係に即して發展的に考察して見たい。

私は大體以下の順序に従つて研究をすゝめたいと思ふ。

- 第一、重商主義の國內商業統制（本號）
- 第二、國內商業に於ける自由思想の發展
- 第三、國內商業に於けるマルクスの必然觀
- 第四、國內商業統制の現段階

本稿に於ては主として第一の重商主義の國內商業統制を中心として考察する。

一、重商主義の國內商業觀

私は先に資本の先づ成立するは生産過程に先立つて流通過程に於てあり、これは資本制生産發生の

一前提たる事を指摘しておいた。¹⁾特に封建的社會より近世資本制社會への過渡期に於てはこの流通過程に於ける資本―特に商業資本の壓倒的な勢力を占めた時代であり、所謂重商主義はかかる時代の産物としてかかる時代の要求の代辯として現はれたものである。

一 蓋し土地それを基礎とせる社會制度のもとに於ては資本の最初の形式たる商業資本もその發展の爲に大きな拘束を受ける事は云ふ迄もない。自給自足經濟の上には商品流通も貨幣流通も發展を見ない。然し生産力の發展は領主貴族の倉庫に於ける餘剰の蓄積となり、交換への要求となり、こゝに飽なき領主の贅澤品への満足を中心として、先づ商業資本の最初の活躍が初るのである。勿論商品の價格の如きもその購買力に應じて、商人の氣儘に定まる所であり、最初の商業利潤はかく商人の專斷的支配のもとに成立した。²⁾かくて交換經濟の發展と共に社會的重心が土地より交換用具としての貨幣へ向けられて來たことは必然である。スミスも巧に洞察せる如く從來從者と共に消費を樂しんだ『大地主の小供らしい虚榮心の満足』や彼等の『權力權威』は『行商人主義』の發展の前に克服さるゝに至つたのである。³⁾

一方かかる市場の擴大に對應する生産者側の事情を見るに、資本の未發達は前述の如くであり、分散性と小規模はその特徴をなし、然る限り生産の量・質・價格等は商人の命ずる所となり、商人は生産の管理者又は最高の組織者として行動し、或者は信用を與へられ材料を供せられて商人の爲に勞働し、か

- 1) 拙稿、資本制生産の發展と商業の關係
- 2) K. Marx, Das kapital, Bd. III, T. I. s. 232 (Herausgeben von Friedrich Engels.)
- 3) A. Smith, Wealth of Nations, Vol. I. p.389, 390. (Cannan版)
- 4) 拙稿、資本制生産の發展と商業の關係。
ボグダノフ、經濟科學概論(改造社版)、189—196頁

くて商人は一方消費者（購買者）より一方生産者（販賣者）よりの二重搾取の地位にあつたのである。當時の商業利潤がかく資本の直接支配外にある經濟體間の搾取に成立つたことは必然利潤の成立を流通過程に於て補足せんとする見解を生むと共に、既に貨幣流通が或程度普及してゐた所から、その初期にふさわしい如く、彼等はこの利潤を金銀なる貨幣の中に見出し、利潤の追求は金銀の追求にありと考へ「貨幣を生む貨幣を示すG—G'こそ資本の最初の通譯者たるマークンチリストによつて與へられた資本の定義」⁵⁾となつたのである。かくて餘剩價值が最も目につき易い貨幣の姿で現はれる貿易差額が重ぜられるのはその必然の一歸結である。

二 重商主義が土地經濟より貨幣經濟への過渡期に生れた一見解であることは上述の如くであるが、商業資本の活躍の爲には從來の封建的生產關係社會制度は一つの桎梏である。これの打破と共に分散經濟より統一經濟への要求は一の時代的要求である。この經濟的要求を表現した政治形態が、當時の専制國家であつて、重商主義政策はこの名のもとに後見のもとに遂行せられた。まさに「封建制生産方法の資本制生産方法への轉化行程を、溫室的に助長しその推移を早めるために、社會の集積された組織されたる強力なる國家權力が利用」されたのであり、この場合「強力なるものは新なる一社會を孕める總べての舊社會に對する產婆なのであり、それは一の經濟的力」⁶⁾なのである。當時の國家の任務は對外的には強固なる自給自足的國家の建設であり對内的には封建勢力の驅逐分散的勢力の統一にあり、以て資本

5) K. Marx, Bd. I. S. 112.

6) K. Marx, Bd. I. S. 680.

制生産の基礎を確立するにありしことは云ふ迄もないが、この實踐的要求は直ちに貿易差額尊重論となり、封建制度に對する自然法則の擁護の主張となり、重商主義の學說として反映したのである。兎に角我等は先づ封建制度より資本主義への轉換のためには強力或は國家權力が非常に重きをなしたことを知らねばならぬ。重商主義的政策は云はゞ封建制度よりの自由と資本制社會の建設を目標とした國家的統一主義であり、國家的統制政策である。^註

註 然らば當時の國家は具體的には如何なる任務を持つたか？ボグダノフは (1) 舊封建主義の殘骸の破壊 (2) 農民一揆の鎮壓 (3) 農民の解放これ等と共にカトリック教會の衰滅を擧げて居るが、農民の解放は國內市場發展のためにも重要な意義を持つことは後に述べる通りである。私は然しこのボグダノフの舉例は國家の任務の消極的一方面の部面を云ふものにして資本主義商工業の積極的の俣育といふ一大使命が當時の國家に課せられてゐたのを見逃しゐると思ふ。上述の三例の如きはこれが爲の一工作に過ぎぬ。

三 重商主義は以上の如き背景より生れたものであつて、その國內商業觀も必然かゝる客觀的事實の反映として生れた。普通重商主義は國內商業を輕視したと考へられる。これは彼等の理論のあるものゝ必然的歸結である。重商主義の驍將トマス・マン (Thomas Mun, 1571—1641) の如きも

「一國は他國よりの贈與又は購買によつて富む事も出来るが斯の如きは不確實であり、若し起るとしても大した重要性はもち得ない。それ故に富と貴金屬を増す一般的方法は外國貿易であり、この外國貿易については、毎年外國のものを消費する以上に之を外國に輸出する様な原則を守らねばならぬ。」⁹⁾

7) 竹内謙二著、貿易統制論、15頁。

8) ボグダノフ、經濟科學概論、205—210頁。

9) Thomas Mun, England's Treasure by Foreign Trade. (Printed: And sold by F. Morphew.) p. 7.

Although a Kingdom may be enriched by Gifts received, or by Purchase taken from some other nations, yet these things uncertain, and of small Consideration when happen. The ordinary means therefore to encrease our Wealth and Treasure is by Foreign Trade, wherein we must ever observe this Rule; to sell more to Strangers yearly than we consume of theirs in Value.

このへ、貿易差額論を高唱し、その著“England's Treasure by Foreign trade”に於ても、國內商業に言及する所は甚だしく、國を富ます常道は、外國貿易にありと考へた様で、これスミスをして“England's Treasure in Foreign Trade”¹⁰⁾なるマン氏の著書の表題は常に英蘭のみならず、又他の凡ゆる商業國の經濟政策の根本原則となつた。内地即ち內國商業は、凡ゆる商業の中最も重要なる商業は、同一の資本が最大の所得を與へ國民に最も多大の仕事をつくり出してくれる商業は、單に外國貿易の從物と看做された。內國商業は國內に貨幣を持來るものに非ず、又何等是を自國外に持去るものに非ずと云はれた。故に國は內國商業に依り、一內國商業の盛衰が間接に外國貿易の状態に影響せざる限り一より富みも或はより貧しくもなり得ないとされた¹¹⁾と云はしめし所以であつて、大體スミスの批判せる如き思想が當時の重商主義の一般思想であつたことは否定出來ない。ダブナント (Charles Davenant, 1656—1714) の如きにも國內商業は丁度地所の賣買の様なもので一方の利得する所は他の失ふ所であり、所有者は變つても地所は同一に止まるに似るが、外國貿易はこれと異り、英國を富裕ならしむものであるとの思想があ

10) in は by の誤なり。

11) A. Smith, *ibid*, Vol. I. p. 401.

り、こゝに彼の "An Essay on the East-India Trade. 1697" には國內商業と外國貿易とを比較せる彼の思想が屢々見られるのである。

「羊毛工業は確に、法律又は可能なる凡ゆる手段で獎勵せらるべきである。然し王國に利益を齎すものは國內消費ではなく外國への輸出である」¹²⁾

「私は非常に奇異に見えるが、よく調べて見れば、多分非常に正しく且つ眞理と思はれる二つの提案を進言する。第一は羊毛が國內で高い市場價格を持つことは一般に英國の利益ではない。第二は王國內の羊毛製品の多大の消費により國家は或者の想像する様に利益を收め得ない」¹³⁾

「國內での消費は一方はたゞ他の得る所のものを失ふのみである。國は一般に少しも富裕とはならない。然し外國で消費されたものは總て、明白な確實な利潤である。故に羊毛製造業に於て英國は國內の人民に消費されたものによつて利得されるのではなく外に賣られるものによつて利得するのである」¹⁴⁾

依之觀之にダブナントの思想の中には (1) 國內消費は何等の利得を齎さない、一方の利得は一方の損失である、たゞ外國に賣つて初めて利得が生ずる (2) 國內の價格は低く且國內消費は出來得る限り少きをよしとすと云ふのであつてこれ重商主義の一般的考へ方である。然し外國貿易が果して積極的富の増加なりや否やは必然問題となる所であつて、この點に關し從來の説明の形式を破つたのはサー・ヂェー

12) Charles Davenant An Essay on the East India Trade. (Printed) p.10

13) Davenant, *ibid.*, p. 28.

14) Davenant, *ibid.*, p. 30.

ムス・スチュアルト (Sir James Stuart, 1712—1780) である。彼は普通重商主義の殿將であり之を科學的に基礎つけたと云はれてゐるが、今彼の思想を見るに、既に紹介した如く、彼は一方交易が積極的富の増加を齎すとの思想を斷乎として排斥し、商品の價格を (1) 眞實の價值と (2) 讓渡利潤とに分ち、この讓渡利潤は交換に際して成立するものであり、これは眞實の價值を越えたものであつて、商品の賣買により眞實の價值は依然として變らない、たゞ存在するものは參加者間に於ける富の平衡の動搖に過ぎず一方の利得は一方の損失なること國內國外商業に於て何等變らないとするのであつて、外國貿易も貿易差額も積極的富の増加を齎さずとする點は從來の考へ方と異なる所とはいへ、尙ほ利潤の發生を流通過程に於て求める點即ち $\text{眞實} = \text{眞實} (\text{費用}) + \text{讓渡利潤}$ なる根本思想に於ては重商主義の範疇を出で得ないものである (尤もスチュアートの眞實の價值が餘剩價值を含むか否かは議論のある所ではあるが)。

兎に角重商主義の一方の利得は一方の損失的思想は外國貿易尊重國內商業輕視の思想となつて現はれることはその理論的必然的なものであるが、然らば果して彼等は國內商業を絶對的に輕視したか。

四 重商主義の理論が必然外國貿易尊重國內商業輕視の結論を導くことは一應肯定出来ると思ふ。

然し重商主義も矢張時代の一產物に過ぎぬ。時勢は商業資本ひいては新しい産業資本の勃興時代にある。封建主義に對する自由の欲求分裂經濟に對する統一經濟の要求を背景とする。^註これは必然理論的基礎づけがどうあらうと、國內商業の輕視を許さない。丁度商工業の不生産性を鳴した重農主義が農業單

15) 拙稿、商業機能學說の發展、拙稿、價格構成に於ける商業の作用、
Sir James Stuart An Inquiry into the Principle of Political Economy
1767, p. 181, 182,

16) 拙稿、價格構成に於ける商業の作用(一) (經濟論叢、第四十二卷第四號)

獨課税に於て、自由放任の主張に於て、却つて商工業の發展を導いてゐる様に。¹⁷⁾

註 重商主義の本質は、對外商業の發展よりも統一主義を目標とせる點にありと見る見解がある。作田莊一教授の如きはそれであつて、曰はく、「國民經濟統一の制度及び政策がスミスによつてマーカンチリズムの名稱を與へられた譯は、それ等が多くは國富増殖の爲にする對外商業の發展を計るものと見られたからであるが、その實はシュモラーが正しく認定せる如く商業主義でなく統一主義であつた。統一を促進する機運は概して對外交渉の緊張にあるが、如何なる統一も決して外から來ることなく必ず内から生み出されるものである。かゝる意味に於て近代國家が統一主義を執るに至つたとき國民經濟に統一意志を生じその動きが意志活動となつた」と。¹⁸⁾然し統一主義は重商主義の經濟政策の一目的であつて全面的目的でも究局の目的でもない。コルベールの如き外國市場開拓の爲各州間の穀物流通の自由——國家的統一經濟の成立を阻害してゐる。この場合は對外關係が統一主義に優位してゐる。私思ふに重商主義の使命を資本制生産成立の立場より眺めるときもつとも統一的觀的より眺め得ると思ふのであつてその手段として統制主義が採られたものと考へたい。尤も統一主義を統制主義の意味に解するなれば問題は別であるがこの場合はこは手段であつて目的ではないと云ふより外はない。

かくて資本主義發生の爲の必然的要求は國內商業助長への關心となつて現はれ、國內商業は從來考へられた様な「商人は罪なくして行動するを得るも神を満足することは出來ない」と云ふ様な思想、商業は紳士の面目を瑕つけると云ふ様な思想には満足出來なくなつた。Jean Bodinの如きは「暴君たるよりも商人たれ盗人たるよりも交易せよ」¹⁹⁾(Il est plus séant au prince d'être marchand que tyran et au

17) K. Marx, Theorien über den Mehrwert. (マルクス全集、第八卷、67頁)

18) 作田莊一著、自然經濟と意志經濟、103頁。

19) J. Bodin, La République, VI. Chap. II. p. 873—874.

André Marchal, La conception de L' Economie nationale et des rapports internationaux chez les Mercantilistes Français et chez leurs contemporains. p. 39.

gentilhomme de trafiquer que de voler.) と叫び、實際政治家としての Colbert の如き、Mazarin の追悼文の中で、佛國の豊沃を論じ、「かゝる豊沃も一州より他州に齎す商業の介入なかりせば不用であり、屢々重荷であり、不便である」旨を述べてゐる。全國的商品流通への要求は封建的障壁打破、統一經濟建設への要求と相待つて、或はそれに伴つて漸次發展し實現された。而して國內市場が擴大し商品流通が盛となると共に貨幣財産が商人の手に蓄積され、資本制生産の誕生となり、商業資本は産業資本の一轉化形態となるのであるが、重商主義時代は兎に角商業資本が最も自由な獨自主な發展を遂げた時であつて、外國貿易續いて國內商業への關心が漸次刺烈となつて來たことは争はれず、從來の「商人は寄生的」この思想が漸次清算されたことは注目に値すべきこの時代の特徴である。尤も當時尙都市の手工業農村の家庭的副工業が支配的であり、マニユファクチュア制度さへ十分の發展を見ない生産段階を背景としただけに、國內市場の發展には一定の限界があり、これは農民の賃労働者化の更に一段の發展―資本制生産の一定段階への到達を待つて初めて實現し得るのであり、これ外國貿易により多くの關心を引いた所以でもあらうが、兎に角かゝる方向に向ひつゝあつたことは否定出來ない。

以上の要約はこうである。重商主義理論は餘剩價値の成立を流通過程に求め、國內商業は一方の利得は一方の損失であり、國富を増す所以に非ず外國貿易のみが富を増すものとして國內商業の輕視を説いた。然し理論の如何に關らず國內商業の發展は時代の要求にある。實際政策は、外國貿易の保護に努め

ながらも、客觀的には國內商業助長の政策を採つてゐることとなる。而してこの矛盾は資本主義發展上の客觀的要求——資本制生産發生の爲の要求に照せば極めて明快に解決される問題である。尤も國內商業への關心著しと雖も當時の生産状態は國內商業への十分の地盤を與へず、これ國內商業の重要性を説くものにも一定の制約的事實となつて現はれたことは否定出來ない。重商主義はかかる客觀情的勢を背景とし、かかる時代的要求の反映として生れたものである。従つてその把握にも或程度の皮相性——例へば餘剩價値の成立を流通過程のみに求むる様に——があり矛盾ありしは脱れ得ない所であるが、兎に角資本制生産發生のための理論として政策として歴史の中に重要な存在意義を十分に持ちえる見解であると思ふ。

二、重商主義の國內商業統制策

重商主義が封建制度より資本制社會への過渡期に於ける一思想であり實踐であること、かかる時代的推移の產婆役としては強力或は國家權力が大きな意義を持つてゐることは先に述べた所である。重商主義は國家の名のもとにその力に於て實踐に移された。この意味に於ては重商主義政策はすべて國家的統制策である。かくて重商主義は國家的統制のもとに封建的拘束よりの自由を戰つたのである。よく重商主義が一方に統制を説き、他方に自由を説くは一の矛盾ではないかと論ずるものがある。然しそれは重

商主義に於ける「自由」の意義を解せざるものである。重商主義の立つ社會的地盤を理解せざるものである。重商主義の「自由」は決して十八九世紀の學說に於ける自由（例へばスミスの自然的自由）の概念ではない。重商主義の「自由」は個人的自由ではなく、封建制度封建的統制よりの「自由」である。

これは封建制度より資本主義への過渡期に於ける客觀的情勢の反映であり形式的矛盾の反映であるが、その本質は決して矛盾でも何でもない。「自由と調和する國家の干渉」なる言葉も、或は重商主義者が「自由」と統制を同時に國家に要求したのも、¹⁾かゝる意味に於ける自由の解釋に於て初めて理解できる。資本主義よりの自由を獲得したソヴィエトロシアは一面個人的經濟活動の自由の統制のもと立つ。重商主義はかく國家の力により個人を統制しつゝ、封建的拘束よりの自由を戦ひ資本制生産發展の地盤を作つたのである。私が國內商業の促進的統制とよぶは主として後の形態に於て現はれ、制限的統制と云ふは前の形態に於て現はれる。先づ促進的統制を問題とし次で制限的統制に移る。然し「商業を發展せしめ組織する爲に盡せるマーカンチリズムの功績を評價する爲には、この時代に遭遇せる國內商業の障壁とその除去のために盡せるマーカンチリズムの方法を了解」せねばならぬ²⁾。この要求は必然重商主義發生當時（十五、六、七世紀）に於て重商主義の遭遇せる商業發展の考察へ我等を導く。

一、國內商業發展の障壁 商業の發展は生産力の發展に規定さる。自給自足經濟のもとに於ては商業は作用し得ない。生産物は直接生産者より消費者の手に渡る。商人が稀に介在するもそれは一の寄生物

1) René Gonnard, Histoire des Doctrines économiques., 1922, p. 148, 149.

2) André Marchal, La conception de L'Economie notionale et des rapports internationaux chez les Mercantilistes Français et chez leurs contemporains. p. 37.

であり、排斥すべきものと考へらる。今日の意味に於ける市場が都市に現はれたのは十五、六世紀の頃であるが、その初期市場は寧ろ封建領主の保護のもとに立ち、市場税許可税は彼等の財政を助けた。然しその徴集はやがて過酷となる。こゝに商人はギルドを結んで、領主に對抗するに至り、その羈絆を脱する爲、中央集権國家の成立を要求し、これに献金し、封建諸侯の壓迫に對抗したのである。一方生産力の發展に伴ひ餘剰生産物は増加し、益々商業介入の餘他は擴大される。商業は自由を欲する。地域的廣範圍の活動を欲する。當時商業の遭遇した障礙は先づ道路の缺乏と、惡情態であつて、³⁾各州を通ずる道路さては無く、商品流通は全く局地的に限られた。道路は個人又は團體の受益者が管理し、商品流通に必須の道路の安全保障の如き「神の平和を害す」と考へられ、封建諸侯は交換經濟の發展に伴ふ自己の地位の微弱化を覆ふため、領内通行の商人に關稅を課し、⁴⁾商人の旅隊を掠奪し、この封建諸侯の壓迫その他自然的社會的障礙に對し、自己の發展を維持する爲には中央集権國家の力に待つ事大なるものがあつた。特に封建制度の名残の國內關稅の如きは、國內を全く部分的經濟に分つもので、有無相通する國內流通の如きは殆んど起り得ない。⁵⁾これをフランスに就で見ても比較的自由なのは北部だけで、久しい間、南部には各州に國內關稅が存し、特に東部諸州の如き關稅的に見れば、諸外國との取引は自由、佛國の諸州との取引は關稅を徵集せらるゝ有様で、國內全體の統一的商品流通の如きは殆んど見られなかつた。⁶⁾而もかゝる關稅は稅率といふものはなく、その時々々の財政的必要に應じてとられたのである。⁷⁾こ

3) André Marchal, *ibid.* p. 39.

4) ボグダノフ、經濟科學概論、206頁。

5) André Marchal, *ibid.* o. 40.

6) 瀧澤喜子雄著、世界商業史、316頁、317頁。

7) André Marchal, *ibid.* p. 40.

れは英國でも然りであつて、各都市は獨自の關稅政策を採つた。一方道路が受益者負擔である事は、通行稅徵集となつてあらはれ、通行稅或は渡橋稅 (Péage) は種々なる名前の^註もとに徵集され、佛國では十六世紀に於てロアール河流域だけでも、百箇所以上の地點に於て渡橋稅をとつたと云はれて居るが、これは十六世紀以來佛國でも屢々廢止が叫ばれ、而も全般的には成功し得なかつた所で、永く商品流通、商業の發達の爲の大きな阻害をなした。

註 今この時代佛國に於て設けられた渡橋稅(Péage)の種類を見るに次の如きものがある。⁹⁾

Traites, leudes, Octrois, coutumes, Prévôtés, Travers, Passages, hâlagés, pontonnages, Chamages, barrages, trépas de Loire.

二、國內商業に對する促進的統制 重商主義は封建的桎梏特權に對する自由の法則、自然の法則獲得を使命として生れる。これは商業に就いても然りであつて、國內商業が當時如何に社會的自然的拘束のもとにその發展を阻害されて來たかは、既に述べた所であるが、多くの重商主義者(例へば佛國では Montchrétien, Melon, Bodin, Vouban 等々)は夫々の立場から(商業保護・農業保護・工業保護・外國貿易保護・國內的統一等)國內商業の自由の必要を説いた。然らばこれは如何なる實際政策となつて現はれたか。先づ佛國に就いて見る。佛國道路の粗悪が、國內の一體的商品流通を妨げることは、上述の如くであるが、百年戰爭宗教戰爭の破壊した交通路の修理に先づ着手したのはシュリー(sully)であ

8) 瀧澤喜子雄著、前掲、318頁
9) André Marchal, *ibid.* p. 39.

り、彼は“Grand Voyer de France”と云はれる程で、一六〇一年百萬リーヴルを支出して道路の建設修理植木に着手した外、ブリアール運河を開鑿しセーヌロアール河の通運の便を企てた。¹⁰⁾彼の國內商業助成の直接的目的が國內食糧品流通の自由延いては農業保護にありとは屢々云はれる所であるが、¹¹⁾客觀的に見て、國內商品流通は彼により大に改良されたことは争へない。リシエリュ (Richelieu) も道路の安全平易化を圖ると共に、一六四一年ブリアール運河開鑿に成功せし外、土木郵便運輸に力を注いだ。¹²⁾元來河川相互の聯絡の爲運河開鑿は十五、六世紀盛に勃興し、le canal de Briare の外に、le canal de Vilaine, le canal de Craponne, の如きこの時代に開鑿されたものである。¹³⁾商業發展の爲に最も功績深かりしは、コルベールであつて、コルベールの商業重視の思想は屢々表現されてゐるが、彼は「公衆の利益と商業の安全は一に交通の平易に由來する」との見地より、この方面に力を注ぎ、先づ渡橋税の賠償又は無賠償的撤廢を企て、國家の手による外設立を禁止した。¹⁴⁾尤も彼の殊勝な企もその成功はロアール河に過ぎず、ローヌ河については効果をを見るを得ず、ローヌ河畔には彼の死後尙四十ヶ所も渡橋税が残つてゐたと云はれてゐる。然し大西洋地中海を結ぶ Canal du Midi は彼により企てられ、ヘンリー四世の企てた Orleans 運河を完成したのも彼である。特に一六六四年の有名な發令により彼は二十州を合し“Provinces des cinq grosses fermes”を築き、その中では少數の渡橋税を除いては、商業は自由を享樂した。而も商品流通自由に成功したのはこれ等佛國の三分の一に過ぎず“Provinces réputées étran-

10) André Marchal, *ibid*, p. 44.

11) 尤も山口正太郎氏の如きはシュリイ侯の道踏や運河の開設によつて穀物商業に便宜を與へたのは生産者のためではなく、一般消費者に廉價に穀物を購買せしめるためであつて決してケネーの如く農業保護の爲に非ずと述べてゐる。(山口著、重農業派經濟學、143頁)

12) André Marchal, *ibid*, p. 44.

13) 瀧澤喜子雄著、前掲、321頁。

14) André Marchal, *ibid*, p. 45.

gers”に就いては尙各州間に國內關稅の障壁は存在し、“Province à l'instar de l'étranger effectif”の如きは、關稅的見地より見れば、フランスに對しては尙外國的地位に立つことは依然たるものであつた。(アルサスローレン外三司教區)尙 Marseille, Bayonne, Dunkerque は無稅都市として存続した。コルベールは國內關稅を商業の一の危險物 (veritables coupegorges pour le commerce) と見なし之が存續を遺憾としたが、而もその撤廢の成功は僅に上記の如く佛國の三分の一に過ぎなかつた。彼の一目的とした佛國をして經濟的統一體とすることは、部分的にしか達せられなかつた譯であるが、而も彼の商業發展に對する貢獻は見逃し得ない。先に商工業が租稅的壓迫に苦しんだことを述べたが、これ等商品流通のための障除去に就ては、コルベールが、國王はこれ等の事業の爲、毎年一定の金額を準備すべく、商人も亦自己の障除を脱する爲であるから殘の額を受持たねばならぬと云へるは注目すべきである。¹⁵⁾

尙十六世紀以降度量衡の統一、郵便制度貨幣制度の確立・商事裁判所の開設が企てられ、これ等が商業發展に資する所は大である。銀行も一五四三年リヨンに、一五四九年ツールツに、一五五六年ルアンに、設立せられ、リヨンとマルセーユ特にリオンは金融・商業・工業の中心地となつたと云はれ、¹⁷⁾以上を以てもフランスが大陸諸國に於ける國內商業の一大中心をなした所以を知ることが出来る。「ヘンリー四世以來交通路は非常に改良され、間もなく、少くも、陸路については、ヨーロッパ最良のものとなつた」とさへゴナールにより云はれてゐる。¹⁸⁾

15) André Marchal, *ibid.*, p. 46.16) André Marchal, *ibid.*, p. 40.17) René Gonnard, *ibid.*, p. 143.18) René Gonnard, *ibid.*, p. 143.

英國に於ても道路の不完全交通機關の不備は、佛國に劣らず、ために國內商業を阻害すること大で、その間修理・運河開鑿（例へば Bridgewater）に力を注がれ、工業發展の要求に應ずるための、運賃引下も除々に成功したが、道路の顯著な改善は十八世紀に入つてから實現したものであると云はれてゐる。¹⁹⁾ 尙各都市は自らの關稅制度を持つたが十四世紀に入り、國王の權力増大と共に、國家自ら之を制定するに至り、國家的統一主義を實現し得た。而も内部に通行稅の相當多きに達したことはスミスの時代尙その收入は年五十磅に上ると云はれてゐることを以ても知ることが出来る。²⁰⁾

以上封建制度的殘骸が如何に商業發展の障礙をなしたか、國家が如何に自由獲得のため之と戦ひ、商品流通の全面的統一化平易安全化に資したかを知つた。「封建領主の抵抗の頑強な所では國家はその軍隊をもつて、これ等の封建領主を征服し、その城を破壊し、商工業に必要な交通の安全を確立した」とさへ云はれて居る。¹¹⁾ 然し重商主義も亦時代の產物である。重商主義の都市偏重は屢々難ぜらるゝ所であつてこの時代都市に漸く、マニユファクチュアが出現した状態の止むを得ない客觀的事實の反映ではあるが、これは交通政策にも現はれコルベールの偉業により主要都市間の交通商品流通は發展し、華麗なる政府直轄の大驛道が築かれたとはいへ、スミスも難じて居る如く、「地方の道路の大部分は全く閑に附され、そして多くの場所では何なりと重荷を運送しては絶対に通行が出来なくなつて」居り、旅行には馬否「驛馬こそは安んじて託し得る唯一の運般機關」であつたと云はれて居る。²²⁾ これは勿論上述の如く

19) 瀧澤喜子雄著、前掲、313頁。

20) A. Smith, *Wealth of Nations*, Vol. II. P. 218. 尤もスミスは五十萬磅は恐くあげ得ないだらうと思ふと斷つてゐる。

21) ボグダノフ、前掲、P. 205.

22) A. Smith, *ibid* Vol. II. P. 220.

コルベール時代都會のマニユファクチュア勃興に關らず、地方が尙農村家内工業の域を脱せず、自給自足經濟が支配し、生産物が商品化せざる社會經濟狀態の一反映なりといへ、²³⁾この華美な重商主義政策が都會に限界づけられてゐることは十分注意せねばならない所である。

三、國內商業に對する制限的統制 重商主義は封建制度より資本制社會への過渡期の産物である。そこには一面新しい社會への萌芽が芽生え生長すると共にそれが抜け出したばかりの封建社會の名残を十分脱しきれない惱を持つ。この社會的矛盾は必然商業政策の上にも顯はれ、國內商業の自由が叫ばれ工作がほどこされたと共に、一面幾多の制限が附加され殘溜された。國內關稅通行稅の徹廢の行はれた反面稅の必要と地方的嫉妬・反感・利害衝突の存在の爲その或もの、撤廢が實現せられざりしが如き、更に課稅の必要を名とし手工業ギルドの如きが特に大陸諸國では永く存續され否政府自ら加入を獎勵せしが如き商人の介入商品流通の大きな障礙であつて、これが國家の手により保護されしが如きはその一例である。²⁴⁾封建制度より解放されしものも決して個人的自由が認められしわけではなく、封建的統制が國家的統制に代るのみであつて、これを商業に就て見ても中世的ギルド的獨占統制の廢せられたものも、政府の特許的獨占即ち大なる商事會社や植民會社の獨占が之に代る如き場合は、矢張商人介入の餘地は奪はれ、自由價格に代ふるに獨占價格が支配し、商業の發達商品流通が阻害されることは、少くも一定期間に就て見れば、何等前時代に代る所はない。而も特許獨占は例令資本主義發生期に缺くべからざる

23) K. Marx, Das Kapital. Bd. I. S. 676.

24) 瀧澤喜子雄著、前掲、318頁

ものとはいへ、重商主義時代の一特色をなすものである。²⁵⁾ 英國ではエリザベス時代の特許のリストには鹽、スターチ、醋酸、硝子、鋼鐵、錫、カルタ、硝石、その他の商品が擧げられて居り、かゝる國內市場の獨占が、例令製造業者商人の資本蓄積、資本發展促進に役立つとはいへ、自由商業に對する一の制限的意味をなしたことは云ふ迄もない。

次に注目すべきは穀物流通を中心とする問題で、重商主義者の多くが、國內商業の保護發展に力を注いだことは上述の如くであるが、これは他の商品についてとあつて、穀物の流通は非常に制限が課せられた。理由は穀物の生活必需性より來るものであり、これは資本制生産の初期にふさはしい如く、勞賃を低下せしめ、商品の價格を引下げ、海外市場開拓に資せんとするものであつて、特に彼等の恐れたのは買占と饑饉の來襲であり、この見地より穀物の海外輸出國內流通は非常な拘束を受けた。コルベールの如き國內商業發展國家的統一主義の強調者すら、工業保護海外市場開拓の見地から穀物の國內流通に相當徹底した方策を採り、例へば上述の“*Cinq grosses fermes*”の中でも穀物流通は自由でなく、常に許可を必要とした。買占獨占を恐れて、穀物購買を目的とするあらゆる組合を禁止、一ケ年以上市場に賣りさばく事なく穀物を藏することは禁ぜられ、穀物價格を安定するため或は政府の氣儘に統制するため、公立農業倉庫が作られ政府の手で賣捌かれた。²⁶⁾ 然しかゝる穀物價格・販賣の統制・投賣の頻發は商人生産者を全く困惑せしめ、遂には生産制限の結果、却つて彼等の避けんとした、饑饉をすら招くこと

25) E. Lipson, *Economic History*. III, P. 359.

26) André Marchal *ibid*, P. 46, 47.

があつた。一方穀物流通制限の規定はその數を増し、農村は疲弊し、その不自由が極點に達したとき、重農主義の『自由に放任せよ』(laissez faire laissez Passer.)の叫びが擧げられたのである。^註

註 重農主義勃興時代に於けるフランスの國內商業の抱束を、チードの述べる所により見るに、市場以外に於て賣らない義務、制限された分量でのみ賣る義務、小麦を二ヶ年以上在庫せない義務、そして市場に於ても先づ消費者に賣り次にパン屋に賣り最後にのみ商人に賣る義務等々あり

かく重商主義に於ける穀物の流通制限の結果は「穀物の内國商業は氣儘なる監督に委ねられ、賣行は地方の間にしじゆう中絶し、產出物の賣上價値は常に不確定となつた」²⁸⁾が、彼等によれば、消費者農民の不便も、工業本位より、こは穀物の價格を低下せしめ、勞賃の引下・商品價格の引下に役立つため避くべからざるものであり、特に穀價の低廉は勞働者にも有利なりと稱し、成程農民の疲弊を齎すことは事實なるも、こは彼等を怠惰より救ふ術でさへあると考へたのである。こゝに於てか我等は重商主義の商人製造者本位の點消費者農民の利益の無視を最も痛切に感ずるのである。重商主義時代は穀物流通制限が大勢を支配したのであるが、尤も一方ミラボー (Mirabeau) の如きメロン (Melon) の如きこの方面にも自由を主張したのであつて、ミラボーの如きは自由は穀物の平等分配饑饉を防止するの手段なりとして「王國內に穀物の豊富を期するたには如何にすべきや、曰く何もせざるにあり」(Mirabeau,

「L'Ami des hommes」)と云へ述べてゐる。こはスマイスに見る自然的自由の濫觴とさへ見られ得るが、然

27) Gide et Rist, Histoire des Doctrines économiques, 1926, P. 33.

28) Quesnay, Note sur la Maxime VI. (Oncken, Oeuvres économiques et philosophiques des F. Quesnay, P. 342)

し他の商品に就て自由を説いた多くの重商主義者達も穀物に至れば直ちに制限を説く有様であつた。²⁹⁾

英國に於ても矢張穀價引下の要求のため、その流通は一定の制限をうけた所であつて、之を對外的に見ても最初は輸出絶對禁止、後には多少農業者の利益を顧慮して一定價格以下に下れば或程度の輸出は許可されたが、³⁰⁾ 國內穀物豊富化のためその流通を制限したことは大陸諸國と變りなき所である。國內商業に於ても穀物に就ては、商人介入は非常に制限を受けエドワード六世朝に於ては「何人にも再賣却の意思を以て如何なる種類の穀物又は穀類にても買ふ者は不法なる獨占業者」と見做され一定の刑罰に處せられ(エドワード六世朝第五年第六年の法令第十四章)たゞ免許狀を有する者は、この限りに非ずとされたが、この免許狀授與の爲には三名の治安判事の許可を必要とし、後にはこの制限をすら不十分としエリザベスの制定法により、この免許狀授與の特權はクオターセツション (Quarter-cessions) にも限られた。³¹⁾ これは穀物が農業者により直接賣買される方が、廉價なりと考へたからであつて、その間に中介者の介入することにより、利潤の中奪價格の騰貴を齎されることを恐れたからである。されば當時はこの見地より、農業者をして、強制的に小賣商を兼ねしめ、一方小賣商の打撃は、製造業者に商品を小賣で販賣することを禁止することにより救ふたのである。³²⁾ こは一面では資本主義勃興期に於ける勞賃の引下、W—G過程の急速化を意識的に助成する要求の表現とも見られ得るが、やゝ峻嚴に過ぎると小麥の價格がクオターに就き、二十志、二十四志、三十二志、及び四十志を越えざる間はその買占

29) André Marchal, *ibid.*, P. 42.

30) 宇野弘藏著、經澤政策論上卷、109頁—115頁

31) A. Smith, *ibid.* Vol. I. P. 30.

32) A. Smith, *ibid.* Vol. II. P. 30.

を相續いで許し、チャールレス二世の時には「小麦の價格が四十八志を越えず、他の穀類の價格も之に準じてゐる間」は三ヶ月以内に同一市場で再賣せない限り、これが再賣の爲の購買は許可され（チャールス二世即位第十五法令第七章）これで對内穀物商業は或程度自由を獲得したわけで、この法令はスミスの時代も尙効力を持つたと云はれてゐる。³³⁾ フランスにせよ英國にせよ工業保護の必然的要求は、かゝる政策に出でざるを得ざらしめた所であるが、これは局地的には勞賃の引下げに例令資する所ありとはいへ、農民枯れて、工業榮ゆる所以なく、こゝに英國では正統學派の反撃となり、政策となつて現はるゝこととなつたのである。

註 チャールレス二世の前記法令は重商主義的國內商業政策への自由主義の一勝利を示す劃期的のものであることはスミスが「チャールレス二世朝第十五年の法令第七章は、不完全の點は多々あるも、制定法典中にある他の何れの法律

よりも内國市場の潤澤なる供給並に耕作の増進に一層貢獻したらしい。内國穀物商業が從來苟くも享受した一切の自由と保護とを得たのは全く此法律からである。而して内國市場の供給並に耕作の利益は共に、輸入貿易か或は輸出貿易かに依るよりは、内國商業によつて遙に有効に増進されるのである」と云つてゐることを見てもわかる。

重商主義が貿易差額を重んずる爲に、完成品の輸入に重課し、原料品の輸出を拘束したことは普く知らるゝ所であるが、これは一面國內市場の潤澤を阻害すること甚だしく、間接的には商業の發展を妨げた。³⁵⁾特にその目的を達する爲に頻發された法律は全く取引の自由に致命的なものであつた。スミスの擧げてゐる羊毛晒布土毛皮等の輸出禁止を有効にすべく（織物製造業助成の必要）その國內取引の受けた

33) A. Smith, *ibid.* Vol. II. P. 33, 34.

34) A. Smith, *ibid.* Vol. II. P. 36.

35) A. Smith, *ibid.* Vol. II. P. 37.

壓迫の如きは好適例であるが、その他の商品でも多くはその取引方法、價格、數量等全て政府の規定に従はされた。

今前述の羊毛に就いて、その状況を見るに、スミスの記する所によれば、³⁶⁾羊毛の輸出を防遏せんが爲、その國內商業全體は絶え難き壓制を受け、包装の箱、桶、樽、袋、櫃、包、標記、運送用具（馬）運送時間と運送地域、更に運送數量、目方、賣却先、運送先、全て當局の規定する所でありこれに違反する者は嚴罰を以て臨まれたが、これは英國の特殊産業たる織物業擁護、世界市場獨占の要求に促されたものであるとはいへ、斯の如き要求のため國內商業は全く犠牲に供せられたこととなる。

以上私は重商主義の國內商業統制策に就て一瞥した。これを要するに重商主義政策は資本制生産の初期に當つて、商人製造業者の要望を、國家の名に於て實踐化したもので、資本制生産の産婆役をつとめた學說であり政策である。これは形式的に見れば (1)封建制度よりの自由のための統制と (2)資本主義の成立促進の爲の統制の兩面を抱攝するわけで——勿論本質は資本制生産の誕生の爲の方策に統一せられるが——これを國內商業に就て見ても封建的制度の打破商品流通の障碍除去（道路改修、關稅通行稅の撤廢、ギルドの破壊等）を高唱し實踐すると共に他面國內産業の發達助長のため、封建的拘束より獲得した自由も再び彼等の手で統制される部面（特許附與、原料穀物取引の制限）もあり、この形式的矛盾も、屢々述べる如く、重商主義の背景——資本主義の確立の見地より把むとき初めて全面的把握が可

36) A. Smith, *ibid.* Vol. II. P 148.

能となるのである。重商主義の國家的統制は封建的統制に變つたに過ぎず、その間個人の自由が制限されたことは、本質的には少しも變りはない。³⁷⁾ 然し斯の如き統制或は強力は資本主義の誕生のため缺ぐべからざるものであつて、重商主義理論の含む皮相性も撞着もこの要求に照し合はすとき一應その必然性を了解し得るのである。通行税國內關稅の徹廢も、生産力の發展に伴ふ需要範圍或は國內市場擴大への要求として見られ、穀物價格の引下も海外市場の開拓、資本の急速的蓄積の必要として、特許制度の如きも資本發達の強制的促進化の要求として見る時、初めて統一の見地からその本質を把み得るのである。

かくて資本制生産發生發展の豫備條件たる貨幣財産の集積と生産物の商品化の普及はこの政策の中に醸成されたのである。³⁸⁾ 資本制生産はかゝる豫備條件の充實と共に生れた。然し一單資本制生産の誕生を見るや、それはその中に抱擁する內的必然性に従つて發展せんとする。こゝに重商主義的統制策への批判が生れるわけである。

三、重商主義の國內商業統制に對する批判者とその吟味

重商主義政策が、封建社會より、資本制社會の抜け出す爲に缺くべからざる一の政策であつたことは、上述の如くである。然し資本制社會の發展はいつ迄もかゝる政策の存續を許さない。思想も政策も一の相對的なものに過ぎぬ。封建制生産より資本制生産への產婆役としての強力——國家權力は既に資

37) R. Gonnard, *ibid*, P. 149.

38) K. Marx, *Das Kapital*, Bd. III. T.I. S. 277.
拙稿、資本制生産の發展と商業の關係

本制生産が或程度の發展を遂げると邪魔物となる。統制への要求は自由への要求に代る。ケネーの自然的秩序、スミスの自然的自由の思想は重商主義の強力——國家的統制思想に代つた。かゝる資本制生産發展上の要求は、必然重商主義批判の形に於て現れる。私は先にフランス並に英國の重商主義を中心として、述べて來たが、かゝる重商主義批判もフランスでは重農學派となり、英國では正統學派の主張となつて現はれた。^註何故にかゝる形態を採つたか。これはフランスが農業に重きをなす國なるに對し、英國は工業・商業・航海業の重きをなせる國であつて、後者に於ては、流通に對して、即ち生産物が先づ一般的に社會的なる勞働の表現として——生産物の貨幣への轉化によりて——價値を得商品となる事に對して、注視されるに至つたからであると云はれてゐるが、¹⁾この點は一應肯定出來ると思ふ。後の思想はスチュアート、スミスの展せしめたものである。我等は一の理論の發展それへの批判の發展も、常にその社會的自然的制約をまぬるがゝものに非ざることを知らねばならず、常にこれに即して考察すること忘れてはならぬ。環境は思想を育てる搖籃である。成程人間は環境に働きかけ、之を變更する事により、自己を變更する事も出來ようが、而も究局に於ては環境の制約を脱れ得ない。

先づフランスに就いて見る。

註 英國に重農主義者が存在したかどうかは異論のある所であるが。キリヤムスペンスがそうであつたと云はれ、他に或はマルクスの擧げてゐる一重農主義者の如き、²⁾或は堀經夫氏の「英國の重農主義者」(經濟論叢第三十三卷第四

1) K. Marx, Theorien. (前掲、八卷、64頁)

2) K. Marx, Theorien (前掲、八卷 91頁以下)

號)の中に擧げられてゐる匿名著者の如き、強ひて求むれば、無いわけでもないが、見るべき重農主義者は先づ殆んど無かつたと云つてもよいと思ふ。

一、フランスに於ける重商主義批判　コルベールの政策が官僚的統制主義的であり、特に穀物を廉價に供給する必要からその流通に多くの制限を設けたことその結果農業が閑却され衰微したことは上述の如くである。重商主義の國內商業政策に對する、フランスに於ける批判はこの點を中心として發展する。

重商主義と農業　重商主義が一般に考へられる程、農業を閑却したか否かは議論のある所である。これを理論的に見れば、農業生産力の發展は原料品の廉價を齎す農業は人民を養ふ根源である。寧ろ重商主義は、重要視の點から見れば、國內的には、農工業を同地位に置いたのではないとの説もある位で、ただ農業の必然發展的契機を多分に有することと對外的關係より見て、農産物の性質土(重量と腐敗性)輸出困難なることのため、政策的には工業偏重の現象となつて現はれたのであり、穀物流通の制限の如きも、この要求に制約されたものと見得るのである。されば重商主義の中にも農業を重んずる者もあり、シュリーの如きは重農的、重商主義者(Mercantilist agrarian)と云はれ農業をフランスを養ふ乳房(Mamelle nourricière de la France)と呼び、ミラポールの如き「土地に頼れば頼る程、多くの人を養ひ得る」と云つて居るが、然し彼等と雖も例へばシュリー侯が、農業を重んじ道路運河を開通し、穀物の

3) André Marchal, La conception de L'Economie nationale. P. 24 以下

4) André Marchal, ibid. P. 26, 27.

國內流通の自由を高唱せしも要するに目的は、人口増加富國強兵にあり、⁵⁾ 重商主義の範疇を脱し得ないのである。この意味でシュリー侯は重農主義者と握手すると云ふ説には全面的には賛する事を得ないといへ、重商主義者が皆々必ずしも農業輕視の感を抱いてゐたものに非ざることは理解出来ると思ふ。元來フランスは至極豊沃の土地を擁す。然るにこれが百年戦争宗教戦争の影響、コルベール政策の影響、特にコルベール時代の饑饉不作（一六六一年頃）等により極めて疲弊し、都市の繁榮に關らず、農村は荒廢し、これを目撃して、これは全く重商主義的政策のよろしきを得ざるものとして重農主義が起つたのである。コルベールは農産物の供給を十分にし、工業品の廉價・外國市場の開拓の目的上、農産物の流通を阻害し農業を荒廢せしめたことは争はれない。然し彼も一面に於ては農民の租税削減・沼地開拓・排水事業・亞麻・大麻・桑の耕作・養蠶の奨励等その目的は、輸出産業の奨励にあつたといへ、農業へも援助を與へてゐるのであつて、⁶⁾ 農村の衰退を全部コルベール政策の罪に歸するわけにも行かない。然しコルベールの末年農産物の流通は阻止され、農産物は始終停滞し、價格は低下し、英國では一セチエ三十リーヴルなるにフランスでは僅が八リーヴル乃至十リーヴルと云ふ有様で、農家の生産制限に伴ふ饑饉不作もあり、農業が肥沃なる土地に關らず、疲弊し、而も農民は貧乏ならば怠けすとの考へ方より、政府も手を下すこと少なかりしは事實で、かゝる農業の衰退は一面資本の發展に伴ふ農業把握農業に於ける資本蓄積の要求と相待つて、重農主義の思想として現はれたのである。重農主義の發生を

5) 山口正太郎著、重農學派經濟學、144頁

6) André marchal, *ibid*, P. 31

單なる重商主義の反動農村の荒廢の觀點のみより見るは誤であつて、農業資本主義化の必然的要求——特に土地豊沃のフランスに於ては——も反面にも存在することは見逃すを得ない。

根本思想 重農主義は重商主義の商業生産的思想に對して農業の生産性商工業の不生産性を主張すると共に、從來の失政の依つて來る所は、一に政府の干渉に基くものであるとし、國家はよろしく商人の經濟活動に干渉することなく、その前途の障害のみを除去すべきであり、國家の施設は個人の活動を妨げざる範圍に於てのみなされるゝが自然的秩序の法則に最もよく合すとなす。されば彼等に依れば重商主義の法規濫用は絶對に反對で、法は少きをよしとすと考へたのである。こゝに我等は初めて個人的自由の國家的統制への對抗を見出すのであるが、然し彼等の自由放任には一定の限界があり、農業に關する部面に於てはその保護を主張したらしく、こは例へばケネー (Quesnay) が「一般原則」第八で、經濟的統治は生産的支出と自國農産物の商業とを保護し及び不生産的支出をそのままに放任する事のみを問題とすべしと云つてゐるのを見てもわかる。ケネーはコルベール政策を攻撃して云ふ「小海國の運命たる中間貿易についてはこゝに述べないであらう。大國は、荷馬車轆きたらんとして鋤を捨つべきでない。前世紀の一大臣が、オランダ人の商業と贅澤品製造業の華美とに眩惑され、祖國をして、人みな金錢の眞の使用をも國の眞の商業をも考ふることなく、ただ商業と金錢のことしか話さないやうな譎妄の狀態に陥らしめることを、人々は決して忘れないであらう。そのよき意圖は充分尊敬すべきであるが、

7) F. Quesnay, *Maximes générales du Gouvernement économique d'un royaume agricole*, VIII. (Oncken, *Oeuvres économiques et philosophiques de F. Quesnay*, P. 333)

餘りに自己の意見に執着し過ぎたるこの大臣は、富の源そのものに有害にも手工業の富を生ぜしめんと欲したが、而も農業國民の全經濟組織を混亂したのである。職人を廉價で暮させる爲に、穀物の外國貿易は停められた。國內に於ける麥の賣行は、地方間の取引を中絶せしめし氣儘なる監督に委ねられた。工業保護者及び都市當局は、麥を廉價に得る爲に、土地の耕作をいつとはなしに低落せしめ以て彼等の都市及び地方を拙き計畫にて破滅させたのである。すべては不動産收入・製造業・商業及び工業の崩壊に傾き向つたが、それ等は農業國に於ては土地の生産物によつてのみ維持され得るものである。何となれば商業をして餘剩の輸出を可能ならしめ、地主に收入を、及び營利的活動に使役さるゝ人々に賃銀を支拂ふものはこの生産物だからである。人及び富の國外移住を起す様々なる原因はこの崩壊の速度を早めた」と。

ケネーに依れば農業のみが生産的で商工業者は、農業者に養はれてゐるのであり、商工業者の所得は農業より生ずる純利得—餘剩價値に對する一種の控除であり、國民經濟的に見て一費用であると考へる。然しこれは商工業が無用なりと云ふ意味ではなく有用性には變りはない又これが非生産的であるからと云つて之を制限する如きは自然的秩序に反する、よろしく自由に放任すべきであるとする。曰はく「商工業の完全な自由を保有すべきこと何となれば最確實なる最正確なる、そして國民及び國家に最有益なる國內商業及び外國貿易の政策は競争の完全な自由にあるからである」と。

8) F. Quesnay, Note sur la Maxime VIII. Oeuvres, P. 343.

9) 拙稿、商業機能學設の發展。

10) F. Quesnay, Maximes, XXV. Oeuvres, P. 336

重農主義は重商主義の商業偏重論に對し、その不生、生産性を強調し、その偏重を排斥した。然る限りチードも認める如くその結論は必然その禁止又は制限でなければならぬ¹¹⁾。而も重農主義者は斷乎として自由放任を説く。一つの矛盾ではないかとの疑問は當然我等に起る。私はこの矛盾は資本主義發展途上に於ける客觀的矛盾に照し合はすとき最もよく理解出来ると思ふ。重農主義は資本主義社會が封建社會より抜け出してまた自らの固有の形態を確立せない容觀的事實を基礎とする。農業資本主義化の要求は必然農業輕視を許さない。さればとて他面他の方面に於ける資本制生産の確立を阻止するわけにも行かない。こゝに一定の地盤を既に確立した商工業に對しては自由放任の主張となつて現はれることとなる。かゝる矛盾は農業單一課税論にも見られる所で、農業の重要性を説き、土地所有に單獨に課税を主張しながらも他面商工業の負擔を免除して、必然その發展を助けて居る如きを見れば、私の主張は十分裏付けらるゝ所である。

穀物商業の制限に對する反對 重商主義が商品生産費引下の必要上勞賃従つて穀價の低きを要求し、爲に穀物商業に種々の制限を設け、穀物の流通を妨げたことは前に述べた所である。重農主義はこれに反對する。重農主義は商品の廉價を一國民に取りては決して有利とは考へない。生産物が高價なれば、耕作は純収入を多くし、これは主權者・地主・十分一稅徵收者の收入その他全ての人の賃銀を増し、従つてその支出も多くなるわけで、あらゆる種類の支出が増加すれば、商業は商品機會及び活動力を得商

11) Gide et Rist, Histoire des Doctrines économiques. P. 32

人の利得も亦増大することとなり、その派及する所は、國民經濟一般を活氣つけるとするのであつて、¹²⁾こは彼等の「土地は富の唯一の源泉なること」「富を増加するものは農業である」¹³⁾との必然の結論である。重商主義は穀物價格の廉價勞賃の廉價商品價格の廉價は外國貿易に有利であるとの見地を採るが、重農主義は之を反駁する。曰はく「國內の食糧品及び商品の價を毫も下落せしめざること何となれば外國との相互貿易が國民に不利となるからである収入は賣上價值に従ふ夥多にして無價值なるは富ではない、不足にして高價なるは貧窮である。夥多にして高價なるが即ち富裕である」¹⁴⁾例へば價格二十リール¹⁴⁾の麥一セチエの價格だけのしかじかの量の品物を外國から買ふとすれば、もし政府が麥の價格を十リールに低下させてゐたならばこの品物の同一量に支拂ふために二セチエを要するとし、國內農産物の廉價は商業を國民に不利ならしめると云ふのであるが、¹⁵⁾勿論重農主義は人爲的價格低下策に反對する。彼等に依れば價格は自由競争の價格に落付くべきであり、餘剩價值（純利得）を含んで價值通り（益率 益田 益田 益田）に賣られることを最も自然的秩序に合すと考へたのであつて、¹⁶⁾重商主義の流通を阻止し、穀物に價值無く、賃銀従つて商品の廉價を齎さんとする策には徹底的に反對す。次に食糧品の安價は細民に有利であるとの從來の重商主義的考へ方に反對する。重農主義は麥の高價は廉價なるよりも細民に有利であるとの見解を強調す。ケネーに依れば職人の日給は當然麥の價格に基いて定められ普通一セチエの價格の二十分の一に當る。この割合にてもし麥の價格が、恒に、二十リールであつた

12) F. Quesnay, Observations importantes, VI. Oeuvres, P. 323.

13) F. Quesnay, Maximes, III. Oeuvres, P. 331.

14) Maximes, XVIII. Oeuvres, P. 335.

15) Note sur la Maximes, XVIII. Oeuvres, P. 353.

16) 拙稿、價格構成に於ける商業の作用。

拙稿、商業機能學說の發展。

ならば、職人は一年間に約二六〇リーヴルを得る。彼はそれから自分及び家族の爲の麥に二百リーヴルを支出するが、他の必要の爲にまだ六十リーヴル残つてゐる。もし反對に一セチエの麥が十リーヴルしか値せなかつたならば彼は百三十リーヴルを得るに過ぎず、それから百リーヴルを麥に支出し、三十リーヴルしか残らない。故に麥の高價なる地方は廉價なるそれよりも遙に多數の住民を有するを見るのである。¹⁷⁾ケネーが「細民」(Petit peuple)に就いて問題としてゐること而も彼が細民の爲にも、穀物の、高價の望ましきを力説せるは注目すべきで、これは資本制生産が一定の段階に達し、細民が生じ、從來の所謂國家主義原理に對し個人主義原理を主張した彼だけに、細民の立場までも考慮に入れたのだらうが、後にスミスが「Labouring Poor」を屢々口にせると對比して興味ある所で、¹⁸⁾これ等の學派の立場、而も細民階級への關心の相當深かりしことまでが窺はれるのである。こは次の細民の安易を減すべからずとのケネーの主張の中に特に顯著であつて、重商主義時代の細民は怠けざらんが爲に貧乏なるべしと云ふ見解に對し、ケネーは「強ひられたる貧乏は農夫を勤勉ならしめる方法」ではなく、「彼等に勇氣と活動力を與へ得るものは彼等の利得の確實なる所有と享有より外はない」となし、農夫怠惰の原因を説明して「壓制されたる農夫怠惰の眞因は賃銀の餘り廉きこと及び生産品取引の不自由が食糧品を無價値に陥らしめたる」¹⁹⁾ことに依るものと答へる。

資本主義勃興期に於ける勞賃引下による餘剩價值増進への要求が刺烈となるに對し、ケネーが一方資

17) Note sur la Maxime XIX. Oeuvres, P. 354.

18) 拙稿、商業機能學說の發展。

19) Note sur la Maxime XX. Oeuvre, P. 354.

本主義促進の要求を表明しつゝ、他方細民的立場に立つて論陣を張つて居るのは眞に興味ある所であつて、而も彼は後にスミスの考へし如く、少くもこの點では、細民の利益と資本制社會の利益とは調和を保ち得る如く考へたが、こゝは資本主義勃興期の必然的反映といへ注目すべきことでなければならぬ。

スミスが賃銀の高き所では労働者の勤勉なることを説くは我等の周知せる所である。²⁰⁾

ケネーはかく國內商業の自由を高唱し、重商主義の統制策に反對して立つたが、その目的は、重商主義が外國貿易工業保護にありしに對し、農業保護の見地であつて、例へば「道路の修理と運河河海の航行とによつて生産物及び製造品の販路と運送を容易ならしむべきこと」即ち通商の自由を高唱しながらも、續いて「取引の諸掛を減ずること多ければ多い程耕地の收入を益々増加せしめるからである」²¹⁾として、彼等の見解―農業尊重の思想を基礎づけてゐる。こゝに彼等の把握の一面性―限界があるわけだ。佛國に於ける急速なる當時の農業資本主義化の要求を―商工業資本主義化に伴ふ必然的過程であるが―十分彼等の政策論の中に見出すのである。

獨占批判 重商主義が特權附與により一部の商工業を保護し、その發展を助成せしことは先に述べた。自由競争、自然的秩序を重んずる重農主義は必然これに反對する。ケネーの後を繼いだ重農學派の重鎮ポードーの如き獨占の排除自由放任を最も熱烈に主張した一人であるが、彼に依れば獨占なるものは人・事物・場所・様式・時間の孰れかに於て或は之等の複合によつて自由なる賣買を妨げるものであ

20) A. Smith, *ibid*, Vol. I. P. 83.

21) Maximes, XVII. Oeuvres, P, 335.

るとするのであつて、²²⁾この思想は既にケネーにもあつて、重商主義特にコルベール政策批判の一節に「非常に數多き贅澤品製造業の大部分が獨占的特權によつて支持され、他の工製品の使用をこどむる禁止によつて、國民に負擔を生ぜしめる貧國がある。常に國民に有害なるこの禁止は、それ等を生ぜしめた專賣の及び過誤の精神が、最活發なる競争を國民の富を増す爲に是非必要とする不動産の生産物の耕作及び取引にまで及ぶならばもつと禍である」²³⁾。然し重農主義特にケネーの自由の主張は極めて現實的、具體的、自由の主張であつて、これは外國貿易の自由放任を主張しつゝ、而もそれは農産物輸出の自由を主眼とせるもので、輸入の自由に就いては口を緘してゐる如きはその一例であるが、²⁴⁾獨占排除に就いても矢張一定の限界あり、曰く「われ等にとつては外國へ葡萄酒及び火酒を賣る事はわれらが我が土地我が氣候に負ふ特權的商業だから、それは政府によつて特に保護さるべきである」²⁵⁾と。

以上私は重農主義特にケネー一派の重商主義批判を種々の觀點より如何なる必然性を持って發展したかを考察した。デードの言葉を借れば「一言にして云へば重商主義者たちにとつて、商業の自由は舊制度のもとに特に奨勵された政策外國への穀物輸出を禁ずると同時に國內に於ける自由商業を制限することを目的とした政策の反對物」²⁶⁾であつて、この考はケネー以降多くの後繼者にはり發展せられたのであるが、その最も大きな一人はチュルギー (Turgot) である。チュルギーも亦商工業者は「或は地主から或は耕作者から其勞銀を受取り其勞働と交換に、此勞銀と等價物を、彼等に附與するに過ぎぬ。其以上の

22) 山口正太郎著、重農學派經濟學、264頁。

23) Note sur La Maxime VIII, Oeuvres, P. 343.

24) Gide. & Rist, Histoire des Doctrines économiques, P. 34.

25) Note sur la Maxime XIII. Oeuvres, P. 347.

26) Gide & Rist, ibid, P. 34, 35.

ものは何等與へない」²⁷⁾即ち農業のみを生産的とする點に於て、その基本的考へ方はケネー一派とその軌を一にするとはいへ、而も例へ斷片的とはいへ、商工業の生産性を認めた點も多く而も彼が形而上學的なケネー一派の自然秩序的考へ方を排して、經濟的行動の原動力を利己心に求め、自由放任の主張を徹底した點に於て、異なるのであつて、例へば商業の發生の如きも「相互の欲望は有無相通するの交易を導入した」²⁸⁾とし欲望を出發點として居る點は、スミスへの發展と關聯して注目すべきである。土地所有權の發生を「人間の慣習と人類の法律」²⁹⁾に求め、從來の自然的秩序觀を排したことも屢々論ぜられる所である。³⁰⁾

實際政治家としても彼は商業の自由・獨占の排除に最も力を注いだ。彼はかくて重商主義の商業偏重論に對し農業の重要性を説いた重農主義の見解を或意味では止揚したと見らるべき點も多く、商工業の生産性の主張の外、商業の有用性は各所で高唱され、特に注目すべきは、資本に就ても、重商主義や一般重農主義の云ふ如く、貨幣とか土地とか云ふ具體的なものではなく、「如何なる企業にも缺くべからざる基礎」(第七十節)なりとし、農工商あらゆる企業一般に通ずる一の抽象的形態としてのそれを考へた點であつて、これは後スミスが英國に於て或程度徹底的に發展せしめた思想である。重農主義は一般に國內商業の有用性を強調したが、デードの如きは、先に述べた如く、重農主義が外國貿易の自由を—かの不生産的な外國貿易の自由を高唱したのも内地商業の自由—これは大きな拘束のもとにあつて必然

27) Turgot, (1721—1781) *Réflexions sur la formation et la distribution des Richesses*, 第十七節 (永田清譯、岩波、36頁)

28) Turgot, 第三十一節、前掲、49頁。

29) Turgot, 第十七節、前掲、35頁、チユルゴアの商業觀がスミスのそれと極めて近いことは私が先に力説したところである (拙稿、商業機能學說の發展參照)

30) 山口正太郎著、前掲、275頁。

31) 拙稿、商業機能學說の發展。

自由を高唱する必要があつたのだが―を要欲してゐたから、その必然の結果、外國貿易の自由放任にまで派及したのであるとさへ述べてゐる。³²⁾

重農主義は、餘剩價値の發生を生産過程に求め「近代經濟學の本來の父」たる自己の地位を確立したのであるが、尙價値分析の不十分のため、價値と使用價値を混同し、餘剩の最も目につきやすい農業をひとり生産的のものとするの一面性に陥つたことは私の先に批判した所である。³⁴⁾ この一面性は必然重商主義批判にも顯はれ、スミスの言を借れば、棒を一方に曲げすぎたからとて今度は反對に他方に曲げ過ぎたかの如き缺點なきを得ないとはいへ、³⁵⁾これを上述の如く、資本主義發展過程上の必然的要求に照して見れば、必ずしも重商主義の反動とのみは考へ得ず、その論理的矛盾も偏位性も、更に深き資本主義搖籃期の、客觀性の反映として見る事が出来る。

以上は大體佛國に於ける重商主義直後のそれに對する批判であるが、英國に於ても例へばアダムスミスの如きは口を極めて、コルベール主義を難じ、コルベールの規則づくめの政策、或部門の産業を制限し他の部門のそれに特權を與へること、都會尊重・農村輕視・穀物商業の拘束の如きは徹底的に排撃してゐる。³⁶⁾

二、英國に於ける重商主義批判 英國の重商主義批判は英國の特殊性―商工業航海業本位の國柄に支配されて、佛國の様に重農主義の形を採つて現はれはしなかつた。従つて前述の如く、先づ目についたの

32) Gide et Rist, *ibid*, P. 33,

33) K. Marx, *Theorien*, (全集 57頁)

34) 拙稿、商業機能學說の發展。

35) A. Smith, *ibid*, Vol. II. P. 162.

36) A. Smith, *ibid*, Vol. II. P. 161.

は流通に對して即ち生産物が先づ一般的に社會的なる勞働の表現として價值を得商品となる事に對して注視さるゝに至つたもので、その重商主義批判の如きも亦この見地から主張されたが、その代表的なものはスミスのそれである。

スミスは「各國民の年々の勞働は各國民にその年々消費する凡ての生活上必要なもの及び便利なるものを本源的に供給する所の根源」³⁷⁾なりとして、貨幣とか土地とかではなく、先づ各國民がその消費に充てるところの生活の必需品および便宜品に着目し、而もその根源を勞働に求め、價值と價值形態乃至は使用價值を混同した、從來の偏面性より脱し、勞働なる一の一般的形態に之を還元し、この見地より農商工業勞働の生産性を主張し、從來の重農主義の農業尊重重商主義の商工業尊重の思想を一應脱却し得たのである。スミスはこの立場に立つて重商主義重農主義批判への矢を向けたのであるが、特に重商主義批判は彼の大著國富論の四分の一を占むると云はるゝ程の大部分のものであり、彼の最も力を入れた所のものである。然しこゝでは直接問題の重商主義の國內商業統制に對する批判に就て考察しよう。

根本の見地 重商主義は商工業特に外國貿易重農主義は農業保護の見地より自己の主張を基礎づけた。スミスは「消費が全ての生産の唯一の目的である」³⁸⁾との見地に立つて重商主義を批判する。スミスに依れば重商主義の案出者は商人及び製造業者であつて、消費者の利益は殆んど恒常的に生産者の利益の爲に犠牲にされてゐるのである。³⁹⁾然らば如何にすればかゝる消費者の利益は達成せらるゝか。スミス

37) A. Smith, *ibid.*, Vol. I. P. 1.

38) A. Smith, *ibid.*, Vol. II. P. 159.

39) A. Smith, *ibid.*, Vol. II. P. 160.

に依れば自由なる個人の利己的活動は、社會の利益と一致する。故にかゝる個人の利己的活動は自由に放任せらるべきであるとする。こゝに重商主義の國家的統制主義に對する反對がある。成程重商主義は封建制度よりの自由を高唱した。然し彼等は個人的自由を制限すけた。重農主義に於て初めて個人的自由への叫が起つたが、而も自然的秩序と云ふ一の形而上的のものに立つた自由の主張——或意味では自然的秩序の絶對的命令に従ふわけで一の統制主義專制主義とも見られる——である。スミスの所謂自然的自由は利己心に出發した自由であつて、こはもとより自己の生活は自己が責任を負ふべき資本主義社會の根本原理の反映であるとはいへ、その自由の概念が前二者より異なることは、嚴に注意せねばならぬ。

この意味に於て私は「スミスの自然的自由の思想に於ける自由は封建的束縛からの自由を意味す」⁴⁰⁾との説は採らない。封建的束縛よりの自由は國家的後見のもとに、重商主義の戰つて來た所であり、既に資本制生産が或程度的發展段階に達すれば、この國家干涉への抗争が始るわけで、スミスの自然的自由はこの段階の要求とも見得ると思ふ。「ブルジョアジの政策は國民經濟學の上に建設され、マーカントリズムへの抗争は、經濟的自由のための闘争となり、これは又國家的後見に對抗する個人的自由のための闘争にまで擴大された」⁴¹⁾のである。

然しスミスの自然的自由も亦絶對的なものではなく、「各人は正義の法を侵害せざる限り思ふ儘に自分の利益を追求する」⁴²⁾ことを完全に自由に放任さるべしとするのであり、次の三つの場合には國家は干涉

40) 河上肇著、經濟學大綱、1543頁。

41) R. Hilferding, Das Finanzkapital. S 376.

42) A. Smith, ibid, Vol. II. P. 184.

の義務ありとさへなし、(1)社會を自餘の獨立社會からの暴行及侵入に對して保護する義務(2)社會の各成員を、その社會の他の各成員の不正義又は抑壓に對して出来る限り保護する義務(3)或種の公共土木事業及び或種の公共施設を行ひ、且つ維持する義務を擧げてゐるが、スミスの自然的自由にはかゝる限界があり、或場合は國家に干涉の義務さへ認めてゐることは注目すべきで、スミスの自由を完全な自由と解するは誤である、

獨占批判 スミスは自然的自由を主張した結果その理論的必然性は獨占を肯定することとならねばならぬ。然しスミスはこれを否定する。こはスミスの自然的自由が「正義の法を侵す」ことあるを認めてゐる場合である。特に重商主義の特許制度の如きは自由放任の立場からも徹底的に否定される。⁴³⁾ スミスに依れば獨占精神は農業者のよくせざる所で、商人や製造業者の固有の精神であつて、「彼等は排他的同業組合精神に馴れてゐるから、彼等の全ての同國人に對しその居住する銘々の都會の住民に對し通常有すると同一の排他的特權を獲得せんと當然努力する。従つて彼等こそは、彼等のために、國內市場の獨占を完全に確保してくれる處の外國品の輸入に課する諸制限の最初の發明者元祖であつた様に思はれる」⁴⁴⁾とし、獨占は「各國の商人及び製造業者にとりてはその國內市場の獨占を自己の爲に完全に確保することはその利益である」⁴⁵⁾と考へ、こゝに利己心が社會的利益に反する場合を認め、然る限り國家の干涉が是認さ全反して居る」⁴⁶⁾と考へ、こゝに利己心が社會的利益に反する場合を認め、然る限り國家の干涉が是認さ

43) A. Smith, *ibid*, Vol. II. P. 184.

44) A. Smith, *ibid*, Vol. I. P. 427.

45) A. Smith, *ibid*, Vol. I. P. 458.

46) A. Smith, *ibid*, Vol. I. P. 458.

れる場合に該當するのである。スミスに依ればこの獨占精神は「重商主義の他のあらゆる卑劣有害なる方策」の如くに、資本が左なきに比し、更により多量の生産的勞働を維持し、更により多くの所得をこの國の勤勉なる住民に與へることを妨害するものであり「商業利潤を高めるも土地の改良を害し」資本の自然的増加を妨ぐるが故にその結果は國民の資本から得る所得額を減じ、節約の風を失はしむるもので、これは大商業資本の所有者は各國民の全産業の指導者であり、指揮者であり、雇主のなす所は勞働者之に做ふからであるとするのである。スミスは獨占の弊害を右の如く擧げてゐるが、然らばかゝる製造業者商人の獨占根性は矯正し得るか。スミスは答へて「商人及び製造業者の賤劣なる貪婪、獨占根性は縱令恐らく矯正するを得なくとも、彼等自身以外の何人の靜穩をも攪亂せしめざる様甚だ容易に防遏し得るであらう」として、こゝに國家介入の必要を認めて居る。

重商主義は資本發達促進の必要上特許制度を濫發し、獨占を公認した。こはその齎す高利潤と相待つて、資本制生産を發達せしめたのであるが、然し資本主義が一定の段階に達すると、當然これは否定さるべきで、これがスミスの自由放任の思想として現はれたのであるが、更にスミスが資本主義的自由の結果としての獨占をも否定せるは注目すべきである。

國內商業尊重論 國內商業を外國貿易に比して重んずべしとなす思想は、重農主義の思想の中にも既に現はれてゐるが、スミスはトマスマンが國內商業を外國貿易の從物と見做すを難じ、「内地即ち國內商

47) A. Smith, *ibid.* Vol. II. P. 105—117.48) A. Smith, *ibid.* Vol. I. P. 458

業は凡ゆる商業の中最も重要な商業同一の資本が最大の所得を與へ、國民に最も多大の仕事を作り出して「くれる商業」⁴⁹⁾とのべてゐる。スミスに依れば國內商業は自國の一地に購ひ他地に賣るのであつて、二個の國內資本を回轉することとなり、且つその報酬の來るのも早く、その國民に多くの仕事を與へ、勤勞の奨励支持を與へ、所得を與へることとなり、國內商業の生産消費に對する關係は、その取扱商品量より見ても遙に外國貿易を凌ぐものあり、國內商業こそあらゆる商業中最も重要なものと云ひ、重商主義者が國內商業より外國貿易を重んずる思想に對立せしめた。⁵⁰⁾然しスミスは決して、國內商業の積極的人爲的保護助長を主張せるものではなく、國內商業の重要なこと以上の如しと雖も、各個人の自利に對する關心は、必然に彼を導き、社會の爲に利益する利用方法を選ばしめるのであつて、例へば資本の安全性を念とする欲求は、利潤等しければ、國內商業への投資を先に選ぶ故に、⁵¹⁾國家は別に干涉する必要はないと考へたのである。

スミスの國內商業尊重の思想は以上の如くであるが、もとより、理論的には外國貿易に勝つて、國內商業を重要視する見解は是認出來ず、重商主義の外國貿易尊重への一反動とも見做し得るが、更に深く考ふれば小農民の土地よりの分離・労働者群の發生・自給自足經濟の全面的崩壞が、國內商業の重要性を増して來た事を物語るものと見得られるのである。「小農民を賃銀労働者に轉化せしめ、彼等の生活資料及び生産機關を資本の物的要素に轉化せしめる行程は、同時にまた資本のために國內市場を造り出す

49) A. Smith, *ibid.*, Vol. I. P. 401.

50) 拙稿、商業機能學說の發展。

51) A. Smith, *ibid.*, Vol. I. P. 420.

ものである。農民家族は従前大部分を自から消費すべき生活資料や原料を生産し加工してゐたのであるが、此等のものは今や商品となつてしまつた。それは大なる小作農業者に依つて販賣される。彼はマニユアクチユアの内に市場を見出すのである。絲やリンネルや粗製毛織物など、約していへば各農家が自家の原料を以つて自家使用のために紡織してゐた諸種の物品は、今や農村地方を販路とする所のマニユアクチユア製品に轉化される。従前己れ自身の計算を以て、勞働に従事せる多數小生産者の間に見出された澤山の個別分散な顧客は、今や工業資本から供給を受ける所の一大市場に集積せしめらる。即ち舊來の自營農民が収奪を受けて生産機關から分離される事實と相並んで、農村的副工業の破壊が行はれ、農工業間の分離行程が進んで來るのである。而して斯かる農村家庭的工業の破壊のみが、資本制生産方法の必要とする範圍と鞏固とを國內市場に與へ得るのである⁵²⁾。スミスの國內商業尊重の背景にはかゝる客觀的事實が支配するのである。

穀物商業の制限に對する反對 重商主義が商品廉價の必要上より穀物流通に制限を加へたことは先に述べたが、スミスはこの制限を不用のものなりとし否却つて弊害ありとし、自由放任を主張し、穀物商の利害も社會的利害と決して相反するものではなく、穀物商の自由に一任せば年の豊凶を察し價格を通じて消費や需給の調節を圖つて、饑饉缺乏の豫防劑となり得ることを説く。然し自由に放任せば獨占買占の恐ありとの説に對しては、穀物はかゝる恐の最も少き商品であると述べ。蓋し穀物の(1)消費額最大

の財貨なること(2)分散的に生産されること(3)對内穀物商の數多きことのため、然るのであつて、饑饉は對内穀物商の團結よりも寧ろ政府の干渉より起るものであり、例令如何なる饑饉と雖も、夫程普遍的なものではなく、自由なる商業とその結果たる自由なる調節の行はるゝ所では、容易に之を脱し得るとなした。⁵³⁾これ彼の穀物流通自由の主張の根據であるが、重商主義と異り、消費者の見地より之を基礎づけたことは注目に値する。

エドワード六世朝の法律第十四章では、穀物商を強制的に小賣商人たらしめ一方製造業者の小賣をなすを禁じてゐることは前述の如くであるが、スミスは進んでこの法律を批判する。彼に依ればこの法律は穀物商に必要な資本を二つに分たしむるもので、土地の改良を害する上に、彼等の望んだ廉價をも實現し得ず、却つて商人の介入ある方が廉價を期待し得るとするのであり、こは資本の「分割がそれ程速に進行することを妨害しようとする」と努めたものであり、製造業者の場合の「資本使用上の此分割を然らざれば進行するよりも強いて一層速かに進行させようとする務めた」法律と共に「自然的自由の明白なる侵害」であり、「不正不當であり」「無禮」⁵⁴⁾であつてこの種の事物は決して強制もされず、又妨害もされざることが、各社會の利益であると論じ而も特に前の法律は後の法律よりも悪いと云つて居る。⁵⁵⁾蓋し資本主義發展速進化の必要廣市場開拓の欲求は一方農産物の廉價を要求すると共に W. G. の過程の促進をはかり、製造品に對して商人介入を認めたのであらうが、スミスの時代資本主義の發展は法律を以て

53) A. Smith, *ibid.*, Vol. II. P. 26—37.

54) Smith の “as impolitic as they were unjust” (*ibid.*, Vol. II. P. 32) の “impolitic” は竹内謙二氏は不得策と譯し河上肇氏は無禮と譯す(經濟學大綱 572頁) 兩者で大部意味が違つて來る様だが私は寧ろ文字通り無禮と譯す方がこの場合適當と思ふ。

55) A. Smith, *ibid.*, Vol. II. P. 32.

之を圖る必要な域に達したものと思はれる。スミスは「法律は世人に彼等自身の利益についての配慮を安んじて一任すべきであり」こは「世人は自己の地理的情況上、己の利益の配慮については、立法者が能くし得るよりも、一層良く判斷することが、通常出来る」⁵⁶⁾からだとする。こゝに於てか我等はヒルフアーチングの「國家的干涉への抗争がなされうるためには、まづ經濟生活にとり斯る國家立法の不要かつ有害なることが立證されねばならなかつた。すなはち國家の法律に對抗して經濟の自立性と國家立法に對する經濟の優越性が立證されねばならなかつたのである」との言葉を思ひ出すのである。

エドワード六世朝の法律は後チャールズ二世の法律により緩和されたこと上述の如くであるが、スミスはこの法律を賞賛して「内國穀物商業が從來苟くも享樂した一切の自由と保護を得たのはこの法律からである」となしてゐる。而もこの法律すら尙(1)或一定の價格に達したる後には買占は有害であるらしく見做すこと(2)一定の價格に達したる後にはフォウアストールすることは有害であるらしく見做すものとして、これを攻撃し自由放任の徹底化を主張してゐる。⁵⁸⁾

思ふにスミスの時代尙資本は小にして、穀物の大量買占の如き、殆んど不可能なりし故かゝる主張も或意味では是認されたのだらうが、資本の發達が或段階に達するや、容易にこれを以て米價を動かし得るのであつて、かゝるスミスの主張が容れられ得ぬは明白である。こゝに於ても我等は、スミスの信念にも關らず、スミスの學說の相對性——すべての思想や政策の相對性に就いて痛感する。然しスミスの國

56) A. Smith, *ibid*, Vol. II. P. 32.

57) R. Hilferding, a. a. O. S. 376.

58) A. Smith, *ibid*, Vol. II. P. 34, 35.

家立法に對する經濟の優越性を説きしは、資本主義發展上の一期を劃するものとして、注目すべきであると思ふ。

・都市と農村 重商主義は都市を、重農主義は農村を尊重したが、スミスは都市農村間の商業により、

農村は都市に生活の手段及び製造業の原料を供給し、都會は農村に製造品を供給し、その交易の利益は本來は相互的であり互惠的であるが、この交互的利益は從來政府の干渉その他人爲的障害で阻害されて來たとなし、この方面でも自由放任を主張したことは私の先に論述批判した所である。⁵⁹⁾ スミスは重商主義が商品流通に力を致せるは之を是認するも、例へば道路の如きも、政府直轄の所では、都市間の大驛道は良好なれども、地方的のものは荒廢に歸してゐることを難じてゐる。⁶⁰⁾ 蓋しスミスの時代に於ける都市農村の分業の確立、國內市場としての農村の重要化はその利益の交互性の主張となつて現はれたのであらうが、而も彼の時代の客觀的情勢に支配されて、都市農村の利害相反の必然性までは洞察し得ず、自然的自由のもとでは、相互の調和的發展の可能性を信じてゐた様である。

以上英國に於ける重商主義の國內商業統制批判を主としてスミスに就て考察した。獨占特權に對する自由の主張、外國貿易尊重に對する國內商業尊重の主張、工業生産費引下のための穀物流通制限に對する自由の主張、國家立法に對する經濟的優越性の主張等生みの惱を脱して漸く自己の姿を確立しかゝつた資本主義を背景としては一の必然的主張であるとはいへ而もこの搖籃期の學說に有勝の如く彼の見解

59) A. Smitd, *ibid*, Vol. I. P. 356. Vol. II. 183, 184.

60) 拙稿、商業機能學說の發展。

61) A. Smith, *ibid*, Vol. II. P. 220.

は屢々重商主義に歸り重農主義の主張を採り入れ、⁶²⁾或は價值を勞働に於て求めながらも投下勞働と支配勞働とを混同し、價值と價格を混同し、これを理論的に見れば極めて矛盾多き見解と云はねばならぬ。

而もこの理論的矛盾に關らず、否矛盾あるが故に、彼の思想彼の主張は當時の社會否後の社會にも大きな反響を呼んだのである。實際的要求は理論的一貫性に先立つ。スミスの主張も先づ實際的要求の衝動に驅られ、理論的一貫性を後より基礎づけ様とした努力さへ見出し得るのである。「ブルジョアの國家觀は、マーカンチリズムの政策への抗争に於て、すなはち中央集權の特權賦與的國家權力への抗争に於て發生した。この國家觀は一方においては、大なる商社會や植民會社の特權および獨占到對抗して、また他方においては、ギルド的封鎖的手工業の特權および獨占到對抗して、新興の資本主義的マニユファクチュアの利益を代表するものであつた。しかるに國家干渉への抗争がなされるためには、まず經濟生活にとり斯かる國家立法の不要かつ有害なることが立證されねばならなかつた。すなはち國家の法律に對抗して、經濟の自律性と國家立法に對する經濟の優越性とが立證されねばならなかつた」⁶³⁾のである。我等はこの「ブルジョアの國家觀」の最も焦點的地位に立つ思想家の一人としてスミスを見出すのである。

スミスも重農主義者の多くの如く、自己の學說主張を永久の眞理と信じてゐた様である。然し彼の思想も、恰も彼が重商主義を攻撃した如く、今日では刺烈なる批判の對象となつてゐることは我等の周知

62) 拙稿、商業機能學說の發展。

A. Smith, *ibid*, Vol. II. P. 173.

63) R. Hilferding, *a. a. O.* S. 376.

の所である。我等は思想や政策の相對性についてしみじみと感ずる。

四、重商主義の國內商業統 の現段階に於ける意義

重商主義の理論並に政策は自由主義の全盛時代を通じて、無視され、或は排撃されて來た所であるが世界大戰後再び重商主義の再検討の聲が一部より起つて來たことは我等の知る所である。ゴナールに依れば、政治的混亂・富の恐るべき破壊・世界的饑饉の危険・勞力原料の不足等々を考へ合はす時、我等は現代の重商主義時代に彷彿せることを感ずる旨述べてゐるが、國際間のブロッツク經濟の對立、關稅障壁の高化、金爭奪戰、國內に於ける統制經濟の發展等は或意味では重商主義政策の復活の如き觀を我等に與へるのである。然らばかかる重商主義的統制と今日の統制經濟とはその本質を等しうするものであらうか。重商主義的統制は現代に對して如何なる意義を持つて居るものであらうか。問題はここにある。一部の論者は重商主義は全體的原理に基礎をおく國家主義的體形であり、重農主義は個體的原理に基礎をおく個人主義的體系であり、前者と「正」反の關係に立つものであつて、この個人主義原理はマルクス學說に至つて最高潮に達するものである。この間ミスは團體的原理、個人的原理の止揚の立場に立つて自己の體系を打立てんとしたが、その時代の客觀的事實に支配されて、まだ之れを確立し得なかつたが、既にその基礎の確立せる現代の動向は必然個體の原理と全體の原理とを眞の内面的統一に

1) René Gonnard, Histoire des Doctotines économiques. P. 83, 84.

於て把握せる國民主義でなければならぬとする。²⁾

今この説の當否は暫くおき、私は別の見地より、資本主義發展過程に沿つて、その發展の中に、或は統制へ、自由へ、向ふべき必然性を見出し、以つて現在の統制經濟の本質を把握したいと思ふ。重商主義は封建制度の桎梏を否定して立つた資本主義の誕生である。蓋し一の社會制度より他への轉化行程には産婆役として「力」を必要とするわけで、この力は國家權力或は專制君主制の形式を採つて現はれた。³⁾ 生みの惱への「力」として國家權力が利用されたのである。既に資本主義は生れた。資本主義は自らの發展的契機を自らの中にもつ。國家的保護干渉は不用となる。ここにマーカンチリズム的國家觀マーカンチリズム政策への抗争となつて現はれ、立法に對する經濟の優越性が説かれ、獨占特權に對して經濟的自由が高唱され、國家的統制に對して個人的自由が叫ばれたのである。マーカンチリズムは封建的抱束より資本主義社會を解放し、資本の蓄積、生産物の商品化、資本の發展の促進等その基礎を確立した。自由主義は、經濟的自由をモットーとして資本主義社會を育て、内容を完實した。所謂團體原理に對する個體原理の勝利と云はるるものは、かかる資本主義發展の必然的過程に横はる一現象である。^註

(註) 自由主義と統制主義に對して、あらゆる時期を通じて國家的統制は行はれてゐる、たいその程度の差に過ぎぬといふ見解がある。作田莊一教授の見解がそれで教授によれば「自由主義は個人の自由行動を許容する所の國家的統制の主義であり、従つて自然の事實ではない。統一主義の下にては國民經濟の目的實現に就て國家の指圖が廣く細く行はれるが、自由主義はその指圖を出来るだけ差控へる。かく國家の指圖に代つて見えざる手の指圖が行はれ

2) 石川興二氏、市民主義・國家主義・國民主義(經濟論叢、第三十七卷第四號)

3) K. Marx, Das Kapital, Bd. I, S. 650.

る。しかしこの場合にも國家が初から指圖し得ないやうに社會から擊退されたのではなく、一旦統一主義によつて基礎を固めた後は、自ら一々指圖しないことが國民經濟の進歩にとつて得策であると見たからである。それは恰も自然の發展に任せようとする自由主義教育のやうなものである。この意味に於て自由主義も亦統制の一形態であり、この主義によつて統制の本質が失はれたのではない⁴⁾と。自由主義にも或意味で國家的統制が行はれると見得るとの教授の見解には賛成出来ると思ふ。スミスさへ自由放任を主張しつゝも一方「正義の法を侵さざる限り」との條件を附し或場合は國家に干渉の義務さへ認めてゐることは上述の如くである。たゞいづれが支配的であるかが問題なのである。自由主義にも國家は存在し、それ特有の國家觀はあるわけである、尤も國家の質如何は今問題とせない、又スミス流の「正義の法」の「正義」の意味も一勿論これには色々の解釋があるが⁵⁾今問題とせない。

かくて資本主義はその内的必然性に從つて發展した。然しその發展が一定段階に達するや、一の質的變化が起る。自由競争の止揚、獨占の支配がこれである。資本の有機的構成の高度化、利潤率低下、流通期間の延長に伴ふ販賣競争の激化、これ等は自由主義經濟維持の困難を訴へる。獨占は既に資本主義の轉換期であり、墓場である。こゝに資本主義維持のための努力とその變革のための要求とが生れることとなる。そして兩方面から「國家」が「力」が召出される。我等の統制經濟の現段階はこゝにあると思ふ。重商主義の否定が自由主義であつたに對し自由主義の否定が現段階の統制である。この場合この「國家」この「力」は二つの異なる要求を代表する。一は資本主義維持のための「力」への要求であり、一は資本主義革新のための「力」への要求である。我等は今日統制經濟の本質を見るとき、常にこの兩

4) 作田莊一著、自然經濟と意志經濟、113頁。
5) 石川興二著、經濟學の基礎問題、309頁。

部面に着目せねばならぬ。尤もこの資本主義革新への國家的權力の要求は、屢々これを見れば資本主義維持のためのカンフラージュに過ぎぬ場合もあらうが今この検討は暫くおく。兎に角私は同じく「力」國家が召出されながらも、資本主義發生期を反映する重商主義的統制と資本主義轉換機を反映する現段階の統制經濟との間には、本質的相違が見出し得ると思ふ。今日の統制經濟は既に資本主義が動きのとれなくなつて生れ出したものである。この客觀的事實の反映として眺めるとき「若き資本主義」(jung Kapitalismus)たる重商主義のそれとの興味ある對象をなし得ると思ふ。今問題を配給組織の分野に限り、類似點を擧げ、兩者の統制の間に於ける本質的相違を明にしたいと思ふ。

第一 重商主義的統制も現段階の統制も配給領域に於ける個人的活動の自由を束縛する。然し前の場合に於ては統制の主體は、少くも形式的には國家であり、特許會社の場合も、國家の支配が背後にあつて個人的活動が拘束されたのである。現代の配給統制の主體は國家と共に資本統制の場合ではカルテル・トラストの如きの統制部面も現はれてゐる。尤も國家も一の資本獨占であるとの説の検討はこゝでは問題とせない。

第二 従つて國家的統制の對象も現段階では非常に複雑化してゐる。重商主義の場合の様に同じく、「商人製造業」のための統制部面でも、現段階では上述の資本統制への國家統制の部面もあれば、個人商人への統制の部面もあり、且つ商人と雖も資本の大小により多くの段階があり、大商人・中商人・小商人

への統制が問題となり得る。中小商人への國家統制の叫の如きは、現段階特有のもので資本主義黎明期には見られ得ざる現象である。

第三 統制目標の複雑性も重商主義時代の統制と異なる所である。重商主義統制に於ては封建制度の拘束を脱し資本制生産の基礎確立が國家的統制の目標であつた現代に於ても資本促進の爲の國家統制もあるが、他面資本促進制限のための統制もあり得る。國內取引や價格を制限して海外市場を開拓せんとするは前者の場合であり資本獨占資本統制への統制例へば百貨店法案商店法案の如きは後者の場合である。

第四 同じ資本援助の爲の國家的統制の部面を眺めてもその本質は必ずしも重商主義のそれと同じではない。今日外國市場開拓を重んじ、關稅を高くし、國內商品の流通竝に價格に一定の制限を設けるものあるは重商主義時代と彷彿たるものがある。然し重商主義の場合は國內産業の育成貨幣財産の蓄積延いては資本主義生産發達の促進が問題である。然るに現代に於ては資本主義は既に或程度高度化し、國內に於ける利潤獲得の餘地が縮小され、必然これを廣地域に求めねばならぬわけで、資本主義企業の惱の打開策としての統制である。こは關稅でも一は育成關稅一はカルテル關稅の形を採つて現はれ、従つて國內取引の制限價格の統制もたとへ形式的類似性あり、同じく資本援助を目標としながらも、その性質は全然異なるわけである。

第五 重商主義も穀物流通に制限を加へた。現在でも穀物配給統制の聲は喧しい。專賣の叫さへ一部

に耳にする。然し重商主義の場合は明白に勞賃引下、商品價格引下、海外市場開拓の意味が前面に出てゐる。現段階に於ても勿論嚴密に分析すれば究極は商品ダンピングの意味市場開拓の意味もあるかも知れないが、少くも直接的には農民の利害消費者の利害が顧慮に置かれてゐる様である。即ち穀物は生活必需品であつて、これが資本主義的な自由放任に任されることは、農民にも消費者にも危険である。こゝに統制の要求が生れ、國家の手が延びることとなる。されば穀物の價格が低きことのみが望まれるのではない。穀物價格が餘り低きに過ぎる場合にも、今日では、これを高めるべく統制の手が延びる。これは一方的に國內産業育成を目的とし穀物價格の低きをよしとした重商主義のそれと異なる所である。一は資本主義の缺點補正のため生れ一は資本主義發生促進のため生れた。

以上私は二、三の問題について、重商主義の配給統制と現段階のそれとの類似點を述べ、その本質的相違を明かにしたが、要するに、重商主義時代の統制は、封建的桎梏より脱して、資本主義の基礎を確立しようとの、極めて一義的目標より、國家權力を以て個人的活動が拘束され統制されたのであるが、現段階に於ては資本主義轉換期的客觀的事實を反映して、極めて種々相を呈し、或統制は資本主義革新の意義を持ち補正的意義をもち、或統制は維持的意義をもち、又或統制は大配給形態を對象とし、或統制は中小配給形態を對象といふわけで、勿論これは資本主義發展高度化の必然的結果とはいへ、到底一義的にその性質を決定するわけにはいかないのである。こゝに現代の不安があり、學問研究者の任務も亦あるわけである。

五、結 論

以上私は重商主義に於ける國內商業統制の問題を中心として、これが如何なる必然性を以て發展し、如何なる點に理論的矛盾があり且つその理論的矛盾は如何なる客觀的事實に支配されて生じたものであるか、これに對する批判は如何に發展し、如何なる點が問題となつたかに就いて考察し、最後に現段階に於ける配給統制と重商主義時代のそれとを比較對照して、その形式的類似性と本質的相違を明かにした。以上述べて來た所を要約すれば次の如くである。

(一) 重商主義は、資本が流通過程にのみ成立しまだ生産過程に及ばざる、商業資本の全盛時代—封建制生産より資本制生産への過渡期を地盤として生れた學說で、従つて、一方この客觀的事實を反映して餘剩價値の發生を流通過程に求め、國內商業は一方に得る所を他方が失ふに過ぎず、こは決して國富を増すものに非ずとの考より外國貿易を重んじ輸出工業を重んじた。而もかゝる轉換期の學說だけに「國家權力」に頼る所非常に大で、國家は國富を増し、産業を助成するため、個人の活動を拘束すべしと考へ、すべての政策は國家的統制政策の形を採つて現はれた。國家的統制のもとに於ける貿易促進産業保護がこの時代の特徴である。

(二) 然し重商主義も時代の產物であり、如何に彼等の理論が、貿易の尊重、國內産業の輕視を教へ

ても、國內商業發展は資本制生産醸成の必然的要求にあり、理論の如何に關らず、實際政策としては國內商業輕視を許さず、例令その目的が直接的にせよ關接的にせよ、諸政策は國內商業援助に向ひ、國內商業は助長され、國內市場は擴張され、從來のカトリック的商業思想は漸次清算された。

(三) これを具體的に當時の政策に照し合はすにこの點は明白で、封建時代には道路の粗惡・國內關稅・通行稅の爲全國的商品流通の如きは殆んど不可能であつたが、重商主義的政治家達は皆々この封建的殘骸破壊に力を注ぎ、國內商業の發展を助成した。私の呼ぶ國內商業の促進的統制はこれである。

(四) 然し彼等も一面では矢張流通過程の諸現象に眩惑され、或は資本制生産發生の必然的要求を反映して、他の商品に就ては自由を高唱せるものも多くは穀物流通の點になると大きな拘束を設けた。これは穀物の安價は勞賃従つて製品の低廉を齎し、海外市場開拓に貢獻するものと考へたからであつて、これ私の制限的統制と呼ぶものであるが、その結果としての農産物價格の低下、生産制限は却つて饑饉をもたらし、農村疲弊を醸成し、これを見てこは重商主義政策のよろしきを得ざるものとして、重農主義正統學派の學説が起つたのである。

(五) 重商主義は資本主義發生の產役としては眞に意義深き學説であり政策であるが、一單資本制生産が成立した後はその發展の爲の一の邪魔物となる。こは必然重商主義批判の形となつて現はれるわけで、フランスでは重農主義英國では正統學派の重商主義批判となつた。これ等の學説は先づ重商主義

的國家的統制に對する自由放任の主張としてあらはれる。尤も重商主義も「自由」を高唱するが、重商主義の「自由」は封建的拘束よりの自由であるに對し、重農學派や正統學派のそれは個人的活動の自由であり、自由の概念が兩者異なるわけである。かくてこの學說により始めて個人的自由が説かれ國家的統制排除が主張され、立法に對する經濟の優越性が説かれたのである。

(六) 重農學派はフランスを中心として起つた學說であるが、これは主として、自然的秩序を信じ、人爲的な重商主義の獨占特權の附與、穀物流通の制限を批判し自由放任を説き、且つ農業の生産性、商工業の不生産性を鳴らして、商工業偏重を排す。この說によれば、農業のみひとり生産的で、商工業者は農業により養はれ、その所得は農業の生む純利得よりの一控除であり、國民經濟的には一費用であると考へる。重農主義が重商主義の皮相性を脱し餘剩價値の發生を生産過程に求めたのは注目すべきであるが、價値と使用價値を混同し、農業のみをひとり生産的とし、この立場より重商主義を批判せしは、その一面性を脱れざりしは云ふ迄もない。

(七) 正統學派はスミスを中心として英國に誕生したが、この說に於ては農商工勞働はすべて生産的のものとして考へ、この立場より重商主義重農主義の偏面性を攻撃する。この學說に於ても個人的經濟活動の自由放任を説く事は重農學派と變りはないが、後者の如く自然的秩序といふ様な形而上的なものを基調とせず、利己心を基調とし、個人の利己的活動は社會的利益に一致すとし、この見地より重商主義の

獨占特權附與、穀物流通の制限、都市偏重、規則づくめの政策等を批判した。特に重商主義の外國貿易尊重に對し國內商業の重要性を説いたのは注目すべきである。

然しスミスの學說に於ても、價值分析の不十分より來る論理的矛盾は暫くおき、その立つ地盤は尙資本主義が十分自己の姿を確立せざりしだけにその見透しも皮相なもの多く例へば都市農村の利害の調和性の主張細民と資本家との關係等—スミスの信じた様にその求めた原理も永久不變のものではなかつたことは云ふ迄もない。

(八) 今日重商主義復活の時代なりと云はれてゐる。然らば今日の統制經濟は一部論者の云ふ如く果して重商主義時代のそれと、形式的類似性の如く、本質も等しいものであらうか。私は否と答へる。

第一統制主體も今日では國家統制の外に資本統制があり、第二に國家統制を問題とするとしてもその對象は資本の大小により複雑性を呈し、第三に統制の目標も或ものは資本主義維持的であり、或ものは革新的であり、或ものは資本促進のため、或ものは資本促進制限のため行はるゝ有様で、資本主義轉換期的事實を反映して種々相を呈す、第四に同じ資本援助的のものでも資本主義企業育成のための、その初期に初ける統制と、既に高度化した現段階のそれとは本質的に異なるわけである、第五に穀物流通制限の部面では最も形式的類似性が多いが而も一は資本主義發生促進のための穀物商業統制であり (重商主義) 他は資本主義補正的の穀物商業統制である (現段階)

蓋しこれ等の形式的類似性に拘らず本質的相異の由來する所は、同じく「國家」や「力」が召出されながら、一は資本主義發生期の現象であり他は資本主義轉換期の現象であつて、この客觀的事實の相違より來ることは云ふ迄もない。以上が私の見解の要約である。敢て諸賢の御叱正をお願いする次第である。